

2022年2月吉日

(職場回覧)

被保険者の皆様へ

ブリヂストン健康保険組合

< 公 印 省 略 >

令和4年度保険料率改定について

平素より健康保険組合の事業運営に対し、ご理解とご協力をいただき誠に有難うございます。
標記の件、2月15日開催の第149回組合会において、保険料率の変更が決定いたしましたので、下記の通りご連絡致します。

まず、介護保険料率については、高齢化と共に増え続ける介護費用により法定準備金保有率100%を確保できないため、保険料率の引き上げが必要となりました。一方で、健康保険料率については、5期連続の経常収支の黒字が見込まれて比較的余裕もあることから、現状の資産レベルを大きく下回ることが無いことを前提に、保険料率を引き下げることに致しました。

なお、詳細については「健保組合ホームページ」、ならびに5月発行の機関誌「健保だより」にも掲載いたしますのでご確認願います。

記

1. 保険料率改定

(1) 健康保険料率

単位：1/1000 () 内：負担率

	改定前	改定後	差異
事業主	50.0 (51.0%)	47.0 (51.1%)	-3.0
被保険者	48.0 (49.0%)	45.0 (48.9%)	-3.0
合計	98.0 (100.0%)	92.0 (100.0%)	-6.0

(2) 介護保険料率

単位：1/1000 () 内：負担率

	改定前	改定後	差異
事業主	7.5 (50.0%)	10.0 (50.0%)	+2.5
被保険者	7.5 (50.0%)	10.0 (50.0%)	+2.5
合計	15.0 (100.0%)	20.0 (100.0%)	+5.0

(3) 改定時期

2022年3月1日 (健康保険、介護保険)

3月賞与および4月度給与の控除分=4月度納付分から適用

*任意継続被保険者については、健康保険・介護保険いずれも4月1日付改定

(4月引落・振込分より、但し前納は3月振込分より)

2. 改定理由

(1) 健康保険

平成 29 年度から令和 3 年度まで 5 期連続で経常収支のプラスに加えて、高齢者医療納付金に関わる国からの補助金が支給されていることから、今期は法定準備金保有率も 700%超を確保できる見込みです。令和 4 年度以降は被保険者数減少等で保険料収入の減少は見込まれるものの、同時に保険給付費支出の減少や補助金継続受給により、現行保険料率 98/1000 から 92/1000 (-6/1000) に引き下げを行っても準備金保有率が大きく減少することもなく、健保運営に大きな影響はありません。

なお、事業主/被保険者の負担割合については、国からの指導に従って、引き下げ幅を折半としています。

(2) 介護保険

介護保険については、毎年の介護納付金の増加で収支バランスが悪化し、今期は健康保険より一時借入れをして運営をしていますが、令和 4 年度以降、一時借入れを返済し、法定準備金保有率 100%を確保するためには現行保険料率 15/1000→20/1000 (+5/1000) に引き上げを行う必要があります。

なお、健康保険料率と同様、事業主/被保険者の負担割合は、引き上げ幅を折半としています。

(注) 法定準備金は、財政の悪化に備え、事業年度末に一定額以上を積み立てることが健康保険法に定められており、必要な法定準備金の額は健康保険においては、過去 3 年度において保険給付費に要した費用の 1 年度当たりの平均額の 12 分の 2(2 か月分) と過去 3 年度において納付金に要した費用の 1 年度当たりの平均額の 12 分の 1 (1 か月分) の合算値に相当する額。介護保険においては、過去 3 年度の介護納付金に要した費用の 1 年度当たりの平均額の 12 分の 1 (1 か月分) に相当する額です。

3. 添付資料

健康保険料・介護保険料 改定前後比較表

以上